

資料編

1 計画の策定体制

よこすか高齢者保健福祉計画（第5期介護保険事業計画を含む）は、横須賀市社会福祉審議会に設置する福祉専門分科会において検討、審議することとしました。

（1）横須賀市社会福祉審議会条例

（総則）

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく横須賀市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（審議会の委員等の任期）

第2条 審議会委員及び法第8条第2項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、前項の規定にかかわらず、担当する特別の事項の調査審議が終了したときは、その任期を終了するものとする。

（委員長の職務代理）

第3条 法第10条に規定する委員長(以下「委員長」という。)に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合に限り、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）

第5条 法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

（1） 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関すること。

(2) 福祉専門分科会 前号及び法第 11 条第 1 項に規定する事項以外の福祉に関する
こと。

2 審議会は、前項の専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって、審議
会の決議とする。

(専門分科会の委員等)

第 6 条 前条第 1 項の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 前条第 1 項の専門分科会及び法第 11 条第 1 項に規定する民生委員審査専門分科会
に専門分科会会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。

3 専門分科会会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会会長が指名した委員又
は臨時委員がその職務を代理する。

5 第 4 条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

(審査部会)

第 7 条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受けたときは、社会福祉法施行令(昭
和 33 年政令第 185 号)第 2 条第 1 項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議と
する。

(1) 身体障害者の障害程度

(2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定又は指定の取消し

(3) 身体障害者の更生医療を担当する医療機関の指定又は指定の取消し

2 第 4 条及び第 6 条第 2 項から第 4 項までの規定は、審査部会の会議及び委員につい
て準用する。

(その他の事項)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同
意を得て委員長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(2) よこすか高齢者保健福祉計画（第5期介護保険事業計画を含む）検討委員名簿
 （横須賀市社会福祉審議会 福祉専門分科会委員）

（五十音順、敬称略）

氏 名	役 職 名
秋吉 静子	神奈川県看護協会横須賀支部長
石井 俊子	市民公募
稲葉 抄子	横須賀市社会福祉協議会事務局次長
◎ 臼井 正樹	神奈川県立保健福祉大学社会福祉学科教授
倉谷 竹弥	市民公募
栗田 敏彦	神奈川県高齢者福祉施設協議会会長
○ 佐久間 博一	横須賀市歯科医師会会長
高橋 達也	横須賀市薬剤師会会長
千場 純	横須賀市医師会副会長
橋本 新治	NPO法人NALC（ナルク）南横浜副代表

◎は福祉専門分科会会長、○は職務代理者を示します。

（社会福祉審議会任期：平成22年4月1日～平成25年3月31日）

(3) 横須賀市社会福祉審議会 福祉専門分科会開催経過

第1回

- 開催日時 平成23年5月19日(木) 午後2時00分より午後3時50分まで
開催場所 横須賀市消防局庁舎 第2会議室
議 事 ①よこすか高齢者保健福祉計画策定スケジュールについて
②介護保険運営状況について
③高齢者アンケート調査について

第2回

- 開催日時 平成23年6月2日(木) 午後2時00分より午後4時00分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 302会議室
議 事 ①横須賀市の介護保険財政の推移
②計画策定の趣旨
③高齢者を取り巻く状況
④平成26年の高齢者像
⑤計画の基本目標

第3回

- 開催日時 平成23年6月23日(木) 午後2時00分より午後3時50分まで
開催場所 横須賀市消防局庁舎 第2会議室
議 事 ①健康づくり・介護予防の総合的な推進について
②認知症高齢者への支援について
③高齢者虐待防止への取り組みについて
④計画の骨子について

第4回

- 開催日時 平成23年7月21日(木) 午後2時30分より午後4時40分まで
開催場所 横須賀市消防局庁舎 第2会議室
議 事 ①横須賀市の介護保険の状況
②事業量推計の算出方法
③介護保険事業にかかる給付費の財源構成(参考)
④介護給付適正化の推進
⑤介護従事者アンケート
⑥介護人材の確保・定着に向けた取り組み

第5回

- 開催日時 平成23年8月22日(月) 午後2時30分より午後4時40分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 301会議室
議 事 ①地域包括ケアの推進
②権利擁護の取り組みの充実
③医療的ケアが必要な高齢者への支援
④高齢者の多様な住まい方への支援
⑤地域で支え合う仕組みづくり

第6回

- 開催日時 平成23年9月15日(木) 午後2時30分より午後4時40分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 302会議室
議 事 ①特別養護老人ホーム等施設の整備について
②平成24年度から創設される地域密着型サービスについて
③特別給付について
④在宅生活を支援するサービスの充実
⑤高齢者の生きがいづくりの促進
⑥健康づくり・介護予防の総合的な推進

第7回

- 開催日時 平成23年10月14日(金) 午後2時より午後3時45分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 301会議室
議 事 ①よこすか高齢者保健福祉計画の策定作業の状況について
②よこすか高齢者保健福祉計画(パブリック・コメント案)について

第8回

- 開催日時 平成23年12月22日(木) 午後2時30分より午後4時まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 301会議室
議 事 ①パブリック・コメント手続きの結果(案)について
②よこすか高齢者保健福祉計画(最終案)について

第9回

- 開催日時 平成24年1月27日(金) 午後1時30分から午後2時30分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 301会議室
議 事 ①パブリック・コメント手続きの結果について
②よこすか高齢者保健福祉計画の概要について
③よこすか高齢者保健福祉計画(答申案)について